

国民健康保険にご加入の皆様へ

問合せ 町民課 国民健康保険担当
内線252・257

高齢受給者証、限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は**7月31日**(火)です。

70歳から74歳までの 国民健康保険加入者の方へ

高齢受給者証を更新します！ **申請不要**

新しい高齢受給者証を、**7月中**に普通郵便で郵送します。お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。現在お持ちの受給者証は、期限を過ぎましたら、ご自分で破棄をお願いします。

平成30年度納税通知書について

納税通知書を**世帯主**あてに送付します。お手元に届きましたら、記載内容をお確かめください。



限度額適用認定証および 限度額適用・標準負担額減額認定証をお使いの方へ

上記認定証が有効期限を迎えます！ **要申請**

8月1日以降も引き続き必要な方は、改めて申請が必要です。

発行対象者

- ①国民健康保険税に未納がない世帯の方
- ②16歳以上の国保加入者(国保未加入の世帯主も含む)が全員所得の申告をしている世帯の方
- ※所得がない方や、親族の扶養になっている方も所得の申告は必要ですのでご注意ください。



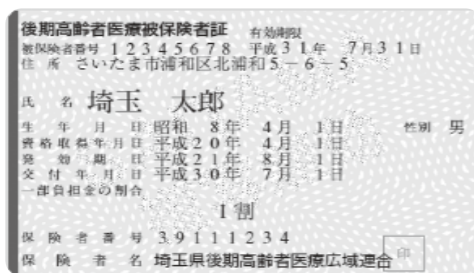
国民健康保険 健康まるくん

後期高齢者医療制度にご加入の皆様へ

問合せ 町民課 後期高齢者医療担当
内線259・456

■保険証が新しくなります

現在、ご利用いただいている保険証がまもなく有効期限を迎えるため、**新しい保険証を7月中旬頃に簡易書留で郵送**します。届きましたら、住所・氏名・生年月日等をお確かめください(新しい保険証は、届いたその日からご利用いただけます)。古い保険証は窓口にご返却いただくか、ご自分で裁断して破棄してください。



左端のラインが**茶色**になります。

■限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します

世帯全員が非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請ができます。この認定証を医療機関へ提示すると、同じ月で同じ医療機関での支払いが自己負担限度額までとなり、入院時の食事療養費が減額されます。

前年度に交付を受けていた方で、今年度も非課税世帯に該当される方は、申請がなくても新しい認定証を郵送します。

現役並みの所得区分(保険証が3割)の方でも、所得によっては8月1日から限度額適用認定証の交付申請ができます。詳細については、7月中旬頃に郵送します保険証の同封物「平成30年度版 後期高齢者医療制度のてびき」等をご確認ください。

■平成30年度保険料決定通知書を郵送します

7月中旬頃に郵送しますので、ご確認ください。

保険料の納付方法

①特別徴収(年金天引き)

対象 年金受給額が年額18万円以上の方で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の2分の1未満の方
※昭和18年4月3日以降にお生まれの方は、平成31年4月以降に特別徴収が開始。

②普通徴収(口座振替または納付書での現金払い)

対象 ①の対象でない方、年度の途中で杉戸町に転入された方など
※後期高齢者医療保険料は国民健康保険税とは異なります。今まで国民健康保険税を口座振替していた方も、新規で後期高齢者医療保険料の口座振替のお申込みが必要です。※役場への申請により、特別徴収から普通徴収の口座振替に変更することもできます。

保険料の減免

火災や震災など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められる方は、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

保険料を滞納した場合

保険料を滞納した方には、有効期限の短い保険証を交付する場合がありますので、**必ず納期限内のご納付をお願いします。**

平成30年度 介護保険料のお知らせ

問合せ 高齢介護課 介護保険担当 内線315・316

介護保険制度は、介護を必要とする状態になったとき、また、できるかぎり介護状態にならないように、高齢者の介護や介護予防を社会全体で支えていく仕組みです。健康保険と同じく、「いざ」というときに個人の負担が少なくてすむように、40歳以上の方が保険料を負担する公的な「社会保障制度」のひとつです。

■40歳以上の方が加入します

介護保険制度は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費で、50%ずつの負担により運営されます。

■介護保険料の算定と徴収

40歳から64歳の方の介護保険料は、その方が加入する健康保険組合等が算定し、医療保険料と合わせて徴収します。65歳以上の方の介護保険料は町が算定し、徴収します。

■介護サービスの費用の負担は？

要介護認定者が介護サービスを利用する場合は、原則として利用するサービス費用の1割から3割の自己負担でサービスを利用することができます。

■65歳以上の方の介護保険料

杉戸町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(3年ごとに見直し)に基づいて、平成30年度からの3か年に必要とされる介護保険事業に要する費用を算出します。算出された介護サービスなどの費用総額をもとに、介護保険料の必要総額を計算し、所得段階ごとの負担割合に応じた個人の保険料が設定されます。

平成30年度からの3か年分について介護保険料の改定を行い、基準額について10.7%の減額改定となりました。

■所得段階の決め方(下表参照)

介護保険料の段階は、前年中の収入や世帯の住民税課税状況によって決まります。

平成30年度分は、平成29年中の収入や所得等に基づき、第1段階から第11段階までのうち、いずれかの所得段階に確定します。詳細は、7月に送付する「平成30年度介護保険料の決定通知書」をご確認ください。

■介護保険料の納付方法

介護保険料は納付方法が選択できず、原則として年金から天引き(特別徴収)になります。ただし、年度の途中で65歳になった方や、他市町から転入された方などは一時的に納付書払い(普通徴収)となります。普通徴収の方は、口座振替をおすすめします。

介護保険料の納め忘れに注意！

介護保険料を納めないと、延滞金の加算や、介護サービス利用の際の自己負担額が3割または4割に引き上げられるなどの措置がとられます。



▼平成30年度の介護保険料

所得段階	対象となる方	介護保険料(年額)	
第1	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	23,100円	
第2	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円を超え120万円以下の方	35,800円
第3		120万円を超える方	38,400円
第4	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の方	46,100円
第5(基準額)		80万円を超える方	51,200円
第6	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	61,400円
第7		120万円以上200万円未満の方	66,500円
第8		200万円以上300万円未満の方	76,800円
第9		300万円以上400万円未満の方	87,000円
第10		400万円以上600万円未満の方	92,100円
第11		600万円以上の方	97,200円

～納期限内の納付にご協力をお願いします～